

## PRTR 制度における地方公共団体の役割について

検討事項(案)  
PRTR 制度における地方公共団体の役割はどのようにあるべきか。

## 1. 化学物質排出把握管理促進法における地方公共団体の位置づけ

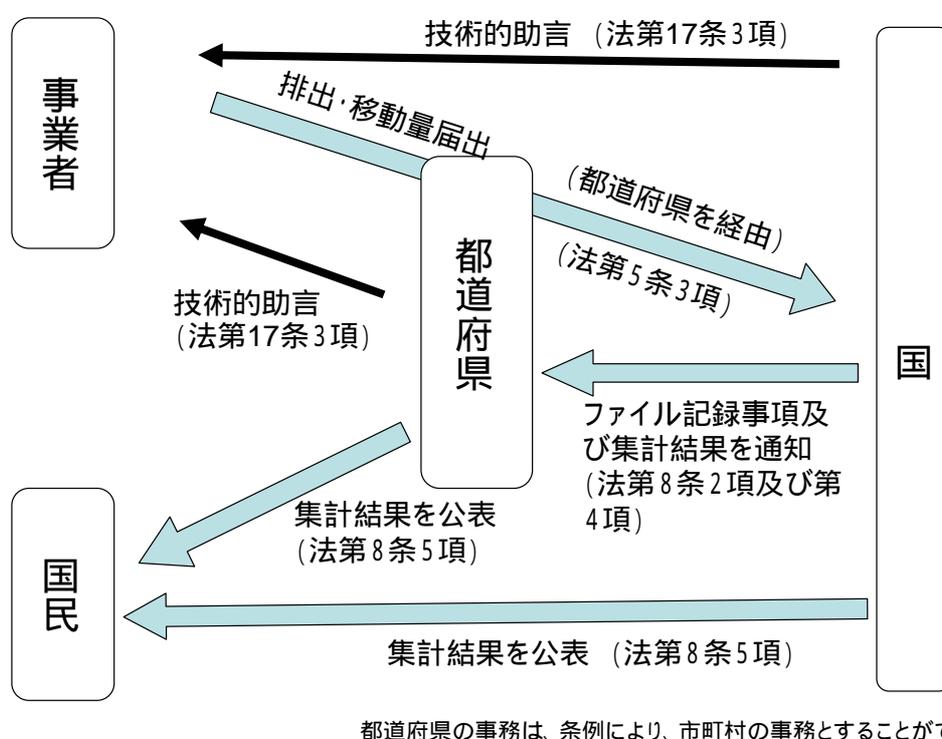


図 1-1 化学物質排出把握管理促進法における地方公共団体の位置づけ

現在の化学物質排出把握管理促進法では、PRTR の届出は都道府県を經由して行うこととなっており、また、都道府県による集計結果の公表、事業者への技術的助言等について規定されている。

なお、地方公共団体の経由規定は、衆議院における法案審議において、「排出量等の届け出先については地方公共団体とすることが、地域における排出量等の把握や事業者に対する相談指導等の実施において有効であること」から修正が行われたものである。

## 2. 地方自治体における条例等の制度

地方自治体における化学物質管理制度の状況等について、2005年10月、47都道府県、政令指定都市及び中核市等のうちPRTR届出事務を担っている市の合計68自治体を対象にアンケート調査を行った。本アンケートでは、地方自治体における独自の条例及び指針の制定状況について、表2-1に示す回答があった。

表2-1 独自の条例及び指針の制定状況

自治体名	条例		指針	
	名称	施行時期	名称	施行時期
北海道			北海道における高度技術の利用に伴う化学物質の管理に関する環境保全指針	H6.7
札幌市	札幌市生活環境の確保に関する条例	H15.2	化学物質適正管理指針	H15.2
福島県			福島県化学物質適正管理指針	H10.7
茨城県			茨城県化学物質適正管理指針	H17.10
栃木県	栃木県環境の保全等に関する条例	H17.4		
群馬県			群馬県化学物質環境安全管理指針	H11.3
埼玉県	埼玉県生活環境保全条例	H14.4	特定化学物質等取扱事業者が特定化学物質を適正に管理するために取り組むべき措置に関する指針	H14.4
千葉県			千葉県化学物質環境管理指針	H9.4
東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	H13.10	東京都化学物質適正管理指針	H13.9
神奈川県	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	H17.4	・化学物質の適正な管理に関する指針 ・化学物質の安全性影響度評価に関する指針	H17.4
横浜市	横浜市生活環境の保全等に関する条例	H15.4	化学物質の適正な管理に関する指針	H15.4
川崎市	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	H12.12	化学物質の適正管理に関する指針	H12.12
富山県			化学物質管理指針(仮称)	未定
富山市			化学物質管理指針(仮称)	未定

表 2-1 独自の条例及び指針の制定状況(続き)

自治体名	条例		指針	
	名称	施行時期	名称	施行時期
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	H16.4		
愛知県	県民の生活環境の保全等に関する条例	H15.10	愛知県化学物質適正管理指針	H15.10
名古屋市	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例	H16.4	化学物質適正管理指針	H16.4
滋賀県	滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例	H13.4		
京都府			京都府化学物質適正管理指針	H9.4
大阪府	大阪府生活環境の保全等に関する条例	H7.5	大阪府化学物質適正管理指針	H7.5
広島県	広島県生活環境の保全等に関する条例	H16.10		
徳島県	徳島県生活環境保全条例	H17.10	指定化学物質適正管理指針	H17.10
佐賀県			指定化学物質の適正な管理のための措置に関する指針	H16.3
熊本県	熊本県生活環境の保全等に関する条例	H13.1		

注1: 千葉市、新潟県については、協定、取扱量調査等であり、本表では省略した。

注2: 富山県・富山市は双方を事務局とした「化学物質管理指針」(仮称)を立ち上げることを予定しており、両者は一体のものである。

独自制度のある自治体のうち、11自治体は、PRTRに関する上乘せ等の届出制度を有していると回答した。それらの制度に規定される届出項目や届出要件等の内容について以下(1)～(3)に示す。

(1)届出項目について

地方自治体の条例に基づく届出項目(取扱状況等)を表 2-2 に示す。業種名以外に事業内容等、事業所概要を把握するための届出項目を規定している自治体があった。

化学物質別の項目としては、取扱量(使用量等)を届出させている場合が多く、横浜市以外の 10 自治体は何らかの形で取扱量の届出を規定している。また、札幌市、東京都、川崎市では排出量や移動量も届出させているが、これらの自治体の条例では対象化学物質の独自指定や取扱量要件の引き下げ、従業員数のすそ切りが PRTR 制度の届出要件と異なる。

表 2-2 地方自治体の条例に基づく届出項目(取扱状況等)

自治体	事業所概要					取扱状況							
	従業員数 (事業者全体)	従業員数 (事業所)	従業員数 (出荷額等)	事業規模	業種名	事業内容 (製造品目等)	用途 (使用目的)	取扱量合計	使用量	製造量	取り扱う量(注1)	保管量	製造品としての出荷量
札幌市													
埼玉県													
東京都													
神奈川県													
横浜市													
川崎市													
石川県													
愛知県													
名古屋市													
大阪府													
徳島県													

注1:「取り扱う量」は自ら事業所内で使用せず、そのまま出荷される数量のこと(例:燃料小売業のガソリン)。

注2:埼玉県以外で取扱量の届出を規定している自治体は、「取り扱う量」が使用量(又は取扱量)の一部として含まれている。

注3:法律に基づく届出に含まれていない項目は網掛けで示す。

注4:横浜市・川崎市は、要請に応じて届出させる規定となっているため で示す。

表2-3に示す上乘せ条例に基づく届出項目ではPRTR制度と重複した項目についても届出を規定している。

表2-3 地方自治体の条例に基づく届出項目(排出量等)

自治体	排出量			移動量			その他		
	大気	公共用水域	土壌	敷地内埋立	大気・水域以外	合計	廃棄物	下水道	PRTR届出の有無
札幌市									
埼玉県									
東京都									
神奈川県									
横浜市									
川崎市									
石川県									
愛知県									
名古屋市									
大阪府									
徳島県									

注1: 排出量・移動量の欄は、法律に基づく届出だけの場合(条例としての届出がない場合)は空欄とした。

注2: 排出量のうち「大気・水域以外」は、大気と公共用水域以外の排出をまとめて届出させているもの。

注3: 札幌市と東京都の場合、法律に基づく排出量・移動量の届出をしている場合は、条例に基づく排出量・移動量の届出が省略可能。

注4: 法律に基づく届出に含まれていない項目は網掛けで示す。

注5: 川崎市は、要請に応じて届出させる規定となっているため で示す。

(2)届出要件について

地方自治体の条例に規定されている届出要件を表 2-4 に示す。

業種や従業員数については法律の要件と同じ自治体が多いものの、年間取扱量については約半数の自治体が年間取扱量の要件を法制度より下げており、少量の取扱についても把握している。その中でも大阪府では、化学物質の有毒性に応じて年間取扱量の届出要件に差を設けている。

表 2-4 地方自治体の条例における届出要件

自治体	業種	従業員数		年間取扱量
		事業者全体	事業所	
札幌市		10人以上		100kg/年以上
埼玉県				500kg/年以上
東京都	工場 : 57 種 作業場 : 32 種	すそ切りなし		100kg/年以上
神奈川県	法と同じ			
横浜市				すそ切りなし
川崎市			21人以上	
石川県	法と同じ			
愛知県	法と同じ			
名古屋市	法と同じ			
大阪府	製造業のみ	すそ切りなし		1物質以上が以下の条件を満たす事業所 Aランク:100kg/年以上 Bランク:1,000kg/年以上 Cランク:10,000kg/年以上 上記の事業所で以下の条件を満たすすべての物質 Aランク:30kg/年以上 Bランク:100kg/年以上 Cランク:100kg/年以上
徳島県	法と同じ			

注1:東京都は業種の代わりに工場や事業場の種類を規定している。

注2:札幌市は同市内にあるすべての事業所の従業員数の合計で届出要件を規定している。

注3:大阪府におけるAランク等は、化学物質の有毒性(発がん性等)を示す。

注4:大阪府における有毒性別の物質数は以下のとおり。

Aランク:39 物質(トリエタノールアミン等)

Bランク:41 物質(硫酸等)

Cランク:43 物質(アセトン等)

注5:大阪府における年間取扱量の要件は「kg リットル」と読み替え可能とされている。

注6:大阪府以外の年間取扱量の要件は、「事業所の要件」と「物質別の要件」が同じ。

(3)届出対象物質について

地方自治体の条例における届出対象物質数等を表 2-5 に示す。

埼玉県、東京都、川崎市、大阪府の4自治体では国の届出対象物質とは別に独自で物質を指定し、追加している。

表 2-5 地方自治体の条例における届出対象物質数等

自治体	物質数	国の届出対象物質との関係		
		追加	一部除外	一部除外・追加
札幌市	66		第一種:66 物質	
埼玉県	499	第一種 :354 物質 第二種 :81 物質 独自指定:64 物質		
東京都	58			第一種 :42 物質 独自指定:16 物質
神奈川県	354	法と同じ		
横浜市	指定なし			
川崎市	64 +市長が必要と認める物質			第一種 :51 物質 独自指定:13 物質
石川県	354	法と同じ		
愛知県	354	法と同じ		
名古屋市	354	法と同じ		
大阪府	123			第一種 :73 物質 第二種 :2 物質 独自指定:48 物質
徳島県	354	法と同じ		

注1:第一種指定化学物質を「第一種」、第二種指定化学物質を「第二種」とした。

注2:横浜市は要請に応じて届出させる規定となっているため、物質に制限を設けていない。

注3:川崎市は64物質だけ指定しているが、そのすべてについて報告を求めるとは限らない。

### 3. PRTR データの活用状況

#### (1) アンケートで寄せられたPRTRデータ活用状況

上記アンケートでは、地方自治体におけるPRTRのデータ等の活用状況について、62自治体より、回答があった。活用状況の概要を図3-1に示す。また、各項目の具体的な内容のうち主なものをア)～カ)の項目別に示す。

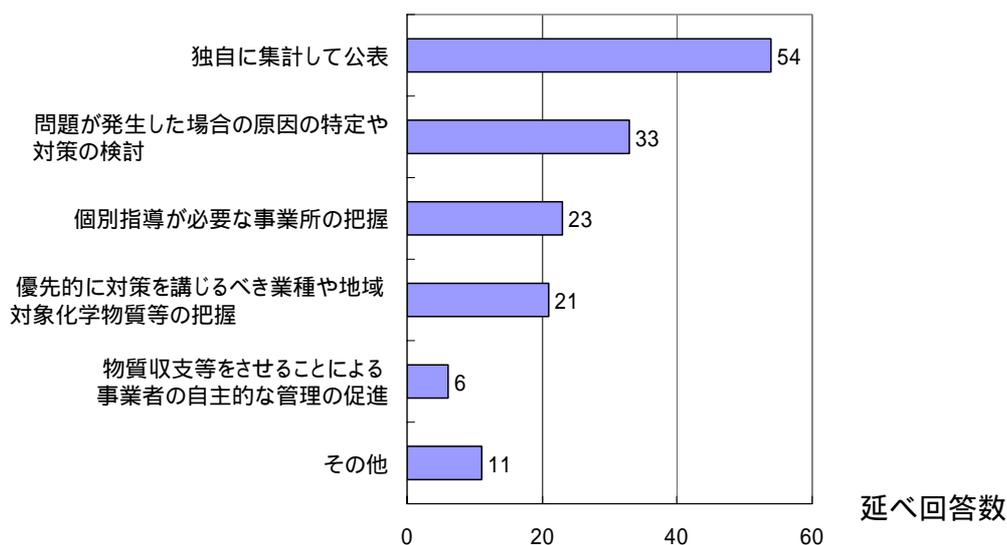


図3-1 法または条例によるPRTRデータの活用方法

#### (ア) 独自に集計して公表

##### < 集計方法 >

- ・ 地域別(25件) 市区町村別、行政区別、保健所管内別、支庁別等
- ・ 業種別(19件) 上位業種別を含む
- ・ 物質別(15件) 上位物質別を含む
- ・ 過去3カ年の推移(3件)
- ・ 特定第一種のみ抜粋(3件)
- ・ 届出外データ推計(2件)
- ・ 全国における位置づけ(2件)

##### < 公表方法 >

- ・ ホームページへの掲載(25件)
- ・ プレス発表(5件)
- ・ 環境白書への掲載(4件)
- ・ パンフレットやリーフレットへ掲載し、県民・事業者へ配布(3件)

#### (イ) 問題が発生した場合の原因の特定や対策の検討

- ・ 他法令(大防法等)における問題発生時の原因特定や今後の対策に活用(13

件)

- ・ 災害時等の緊急時における原因特定や日常の取扱量を把握(9件)
- ・ 事業所についての苦情があった場合、届出データを参考(4件)
- ・ 環境基準超過項目の原因究明に使用(3件)
- ・ 環境問題(例;アスベスト)が発生した際の調査に活用(2件)
- ・ 環境モニタリング調査で高濃度が検出された場合の発生源の推定に使用(2件)
- ・ 関係の部署へ排出量等の情報提供

(ウ)個別指導が必要な事業所の把握

- ・ 化学物質の適正管理及び排出抑制等が必要な事業所の把握や指導の資料として活用(10件)
- ・ 有害大気汚染物質に係る個別排出事業所の把握または指導(5件)
- ・ 特定の事業所に対してさらに詳細な情報を入手するため調査を実施(3件)
- ・ リスクコミュニケーションの実施を指導(2件)
- ・ 事業所への立入検査の際、指導・意見聴取にデータを活用(2件)
- ・ アスベスト等、特定の物質の取扱の把握に活用(2件)
- ・ 関係の部署へ排出量等の情報提供

(エ)優先的に対策を講じるべき業種や地域、対象化学物質等の把握

- ・ 環境モニタリング調査における、対象化学物質や地点の選定に活用(9件)
- ・ 優先的に対策を講じるべき業種・物質・地域等の抽出(7件)
- ・ リスクコミュニケーションを実施する対象事業所の選定(3件)
- ・ 地域のリスク評価、シミュレーション等に活用(2件)
- ・ 独自のシステムにより、事業所、排出量等の届出情報をデータベース化

(オ)物質収支等を把握させることによる事業者の自主的な管理の促進

- ・ 経年の使用量と排出量の比較などにより、適正管理を促進(3件)
- ・ 条例で指定物質等の管理計画の作成・届出を義務化することで、自主的な管理を促進(3件)

(カ)その他

- ・ パンフレットに活用(4件)
- ・ 事業者や県民を対象とした説明会等において集計結果を利用(4件)
- ・ 環境行政担当部署にデータ・閲覧ソフトを配布し、各部署において調査等に活用(2件)
- ・ 企業の排出量削減への取組み状況の把握等への活用

1 括弧内の件数は類似意見の合計件数を示す。

2 一の自治体が複数の回答をしている場合等があるため、グラフの件数と括弧内の件数の合計は一致しない。

(2) 埼玉県における PRTR データ活用事例

表 3-1 埼玉県における PRTR データ活用事例

分野		埼玉県
公表	Web	市町村別データファイル、「埼玉県生活環境保全条例」による取扱量も同時に掲載
	自治体への提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の環境管理事務所毎に PRTR に関する市町村説明会</li> <li>・ 市町村にデータ提供</li> </ul>
化学物質管理	条例	「埼玉県生活環境保全条例」(対象 499 物質)に基づき取扱量や適正管理手順書の提出を求めている。
	モニタリング等との連携	「事業所周辺環境予測評価調査」で排出量の多い事業所周辺のモニタリング調査を実施し、結果をホームページで公表
	事業者指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故時、緊急時の立ち入り検査に PRTR データを提供</li> <li>・ PRTR の排出量が多い事業所の立ち入り検査</li> </ul>
リスクコミュニケーション	講習会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者向けリスクコミュニケーション研修：事例発表</li> <li>・ PRTR 活用技術研修会：METI-LIS を用いたサンプルデータを用いたシミュレーション実習</li> <li>・ 「環境リスク解説者」育成研修会で PRTR データを解説</li> </ul>
	検討会等	環境 NPO と行政、企業と行政の化学物質に関する意見交換
	円卓会議	「埼玉県化学物質円卓会議」：固定メンバーによる継続的なリスクコミュニケーション
	モデル事業	14 年度より「リスクコミュニケーションモデル事業」を実施、環境セミナーと事業者の説明会
その他		14～15 年度「埼玉県化学物質安心社会づくり推進懇話会」によるリスコミを活用した化学物質対策の進め方を検討

(出典：平成 16 年度 PRTR データ活用・活用方策検討調査報告書(平成 17 年 3 月)より作成。)

(3) 千葉県における PRTR データの活用事例

表 3-2 千葉県における PRTR データ活用事例

分野		内容
公表	Web	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市区町村別排出量を集計・推計して Web で公表</li> <li>・ 市民ガイドブックを Web 上で公表</li> </ul>
	報告書	市民向けの「PRTR 集計結果報告書」の作成
化学物質管理	管理指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「千葉県化学物質管理指針」(対象 201 物質)により、事業者による排出量の把握、環境リスクの評価、事故時対策、管理体制の整備等を実施</li> <li>・ 条例化ではなく公害防止協定の活用</li> </ul>
	モニタリング等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境中の有害汚染物質調査の物質選定に PRTR データを活用</li> <li>・ 「有害大気汚染物質環境リスク評価事業」を基に大気環境モニタリング地点の見直し(18 年度)</li> </ul>
	計画の基礎資料	包括的化學物質対策検討調査(管理指針の見直し、環境目標・行動計画の策定)の検討資料に PRTR データを活用(16~18 年度)
	リスク評価研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PRTR 集計データを基に有害大気汚染物質環境リスク評価事業(15 物質)を実施(16~17 年度)。概要調査は PRTR データで推計</li> <li>・ 18 年度からは、水環境におけるリスク評価手法、廃棄物による化学物質問題を検討</li> </ul>
	事業者指導	管理指針、公害防止協定による指導
リスクコミュニケーション	検討会等	包括的化學物質対策検討調査の中でリスクコミュニケーションの方法を検討

(出典:平成 16 年度 PRTR データ活用・活用方策検討調査報告書(平成 17 年 3 月)より作成。)

#### (4) 東京都による PRTR データ活用事例

東京都においては、平成 18 年 2 月に策定された新戦略プログラムにおいて、PRTR データや環境モニタリングデータ、有害性等のデータなどを総合的に活用して、地域ごとの環境リスクを把握するための「化学物質管理東京モデル」の構築を目指すこととしている。

### 3 化学物質管理東京モデルの構築(地域の特性を考慮したリスク低減への取組)

化学物質による被害は、低濃度長期暴露による発がんリスクの増大、複数の化学物質の相互作用による健康影響など、被害と化学物質の因果関係の解明に時間を要する。また、個々の事業所では排出基準が達成され軽微な影響であっても、工場集積地域等では、面積当たりの環境中に排出される化学物質が増大し、地域全体としての環境リスクは大きくなる。

こうした実態を踏まえ、どの地域に居住する都民も将来にわたって健康で安全な環境を享受できるよう、地域ごとの特性に応じたきめ細かい対策を実施し、効果的に地域の環境リスクを低減していく。

#### (1) 化学物質管理東京モデルの構築

PRTR 制度・化学物質適正管理制度から得られた化学物質排出状況、環境モニタリングデータ、有害性等の情報を総合的に活用し、地域ごとの環境リスクを明らかにする。

\* PRTR 制度：化学物質排出移動量届出制度

この結果を基に、都の総合的な化学物質対策を検討するために設置する「化学物質検討会」において、環境リスクを評価し、詳細な実態把握と低減手法の検討を行う。

環境リスクの高い地域に着目して「対策推進モデル地域」を選定し、行政、事業者及び住民による協議会等を設置、当該地域内で操業する工場の製造工程などで使用される化学物質の総量削減や、より環境リスクの低い化学物質への代替化など、地域で対策を検討・推進していくモデル事業を実施する。また、広く地域の意見を集約するため、環境報告会を実施するなど、リスクコミュニケーションを図っていく。

モデル地域での取組結果を基に、他地域へ対策を拡大していくための検討を行い、地域の実態に即した新たな化学物質対策を展開していく。

#### 【プログラム 5 - 3 : 事業展開予定】

項目	年度	2005 (平成17)年度	2006 (平成18)年度	2007 (平成19)年度
(1)化学物質管理東京モデルの構築 ・情報収集、分析によるリスクの把握 ・化学物質検討会による環境リスク評価と低減手法の検討 ・対策推進モデル地域における低減対策			対策検討会設置・検討	協議会等の設置及び対策の検討・実施 (環境報告会等の実施)

図表 5 - 3 - 1 化学物質管理東京モデル(地域での環境リスクを低減するための仕組み)

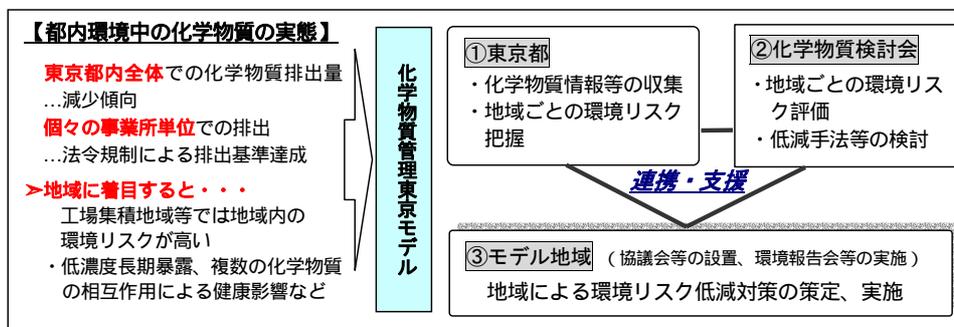


図 3-2 化学物質管理東京モデル(地域での環境リスクを低減するための仕組み)

(5) 神奈川県における化学物質対策事例

神奈川県では「化学物質の安全性影響度の評価に関する指針」によって事業活動により排出される化学物質の周辺環境への負荷を評価するツールを事業者を提供し、有害性を考慮した化学物質管理を進めるよう求めている。

事業者は、対象事業所<sup>(\*)1</sup>にて取扱のある対象化学物質<sup>(\*)2</sup>の排出量に表 3-3 の毒性係数を掛けて物質ごとに「年間換算排出量」を算出し、その値を合計することで事業所における「総換算排出量」を把握する。その結果を表 3-4 の「人の健康への影響」、表 3-5 の「生態系への影響」それぞれに応じたランクに当てはめ、表 3-6 の「安全性影響度の評価表」にて両者のランクをクロスすることで、事業所における安全性影響度を評価してその低減対策を講じる必要がある。

\*1 公害を生じさせるおそれがある事業所

\*2 化管法第一種及び第二種指定化学物質

表 3-3 評価対象物質の毒性ランクに対応した毒性係数

ランク	主な内容		毒性係数
	人の健康への影響	生態系への影響	
A	1 人に対する発がん性があるもの 2 大気の基準値が 0.001mg/m <sup>3</sup> 又は ACGI の TLV - TWA が 1 ppm 以下のもの 3 水質の基準値が 0.001 mg/L 又は ADI が 0.0001mg/kg/day 以下のもの 4 LD <sub>50</sub> が 30mg/Kg 又は LC <sub>50</sub> が 500 mg/m <sup>3</sup> 又は ACGIH の TLV - STEL が 1 ppm 以下のもの	1 LC <sub>50</sub> 又は EC <sub>50</sub> が 0.1mg/L 以下のもの 2 オゾン層破壊係数 (ODP) が 0.5 以上のもの	1000
B	1 人に対する発がん性のおそれがあるもの 2 大気の基準値が 0.01mg/m <sup>3</sup> 又は ACGIH の TLV - TWA が 10ppm 以下のもの 3 水質の基準値が 0.01 mg/L 又は ADI が 0.001mg/kg/day 以下のもの 4 LD <sub>50</sub> が 200mg/Kg 又は LC <sub>50</sub> が 2000 mg/m <sup>3</sup> 又は ACGIH の TLV - STEL が 10ppm 以下のもの	1 LC <sub>50</sub> 又は EC <sub>50</sub> が 1mg/L 以下のもの 2 オゾン層破壊係数 (ODP) が 0.05 以上のもの	100
C	1 動物実験で発がん性が認められたもの 2 大気の基準値が 0.1mg/m <sup>3</sup> 又は ACGIH の TLV-TWA が 100ppm 以下のもの 3 水質の基準値が 0.1 mg/L 又は ADI が 0.01mg/kg/day 以下のもの 4 LD <sub>50</sub> が 2000mg/Kg 又は LC <sub>50</sub> が 10000mg/m <sup>3</sup> 又は ACGIH の TLV - STEL が 100ppm 以下のもの	1 LC <sub>50</sub> 又は EC <sub>50</sub> が 10mg/L 以下のもの 2 オゾン層破壊係数 (ODP) が 0.01 以上のもの	10
D	1 大気の基準値が 0.1mg/m <sup>3</sup> 又は ACGIH の TLV-TWA が 100ppm を超えるもの 2 水質の基準値が 0.1 mg/L 又は ADI が 0.01mg/kg/day を超えるもの 3 LD <sub>50</sub> が 2000mg/Kg 又は LC <sub>50</sub> が 10000mg/m <sup>3</sup> 又は ACGIH の TLV - STEL が 100ppm を超えるもの	1 LC <sub>50</sub> 又は EC <sub>50</sub> が 10mg/L を超えるもの 2 オゾン層破壊係数 (ODP) が 0.01 より小さいもの	1

(出典：神奈川県「化学物質の安全性影響度の評価に関する指針」に基づき作成。)

(URL: <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/kagaku/PRTR/kokuji13.pdf>)

表 3-4 人の健康への影響のランク

ランク	総換算排出量(人の健康への影響)	
	10,000t以上	
	3,000t以上	10,000t未満
	1,000t以上	3,000t未満
	300t以上	1,000t未満
	100t以上	300t未満
	30t以上	100t未満
	10t以上	30t未満
	10t未満	

(出典: 神奈川県「化学物質の安全性影響度の評価に関する指針」に基づき作成。)  
 (URL: <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/kagaku/PRTR/kokuji13.pdf>)

表 3-5 生態系への影響のランク

ランク	総換算排出量(生態系への影響)	
1	10,000t以上	
2	1,000t以上	10,000t未満
3	1,00t以上	1,000t未満
4	10t以上	100t未満
5	10t未満	

(出典: 神奈川県「化学物質の安全性影響度の評価に関する指針」に基づき作成。)  
 (URL: <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/kagaku/PRTR/kokuji13.pdf>)

表 3-6 安全性影響度の評価表

区分	安全性影響度(生態系への影響)				
	1	2	3	4	5
(人の健康への影響) 安全性影響度	-1	-2	-3	-4	-5
	-1	-2	-3	-4	-5
	-1	-2	-3	-4	-5
	-1	-2	-3	-4	-5
	-1	-2	-3	-4	-5
	-1	-2	-3	-4	-5
	-1	-2	-3	-4	-5
	-1	-2	-3	-4	-5

(出典: 神奈川県「化学物質の安全性影響度の評価に関する指針」に基づき作成。)  
 (URL: <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/kagaku/PRTR/kokuji13.pdf>)

## (6)新潟県による取り組み事例

新潟県では、平成16年10月に発生した新潟県中越大地震を教訓として、GISシステム等を開発することにより、災害により化学物質を取り扱っている点源からの予期せぬ排出について、最大排出量の予測や最小限の被害に止める対策の検討に取り組んでいる。

現状では最大排出量の予測に必要な事業所における取扱量や保管量を集計しており、また、既に把握されているPRTRの届出データ(排出量等)を地図情報と組み合わせた情報管理システムの構築に取り組んでいる(図3-3～図3-5)。

今後、新潟県ではPRTR届出データから化学物質の取扱がある事業所を特定し、保有量等の情報の活用を図ることが課題とされている。取扱事業所の位置情報を共に管理することにより、災害時等における迅速な対応が可能になるものと期待されている。

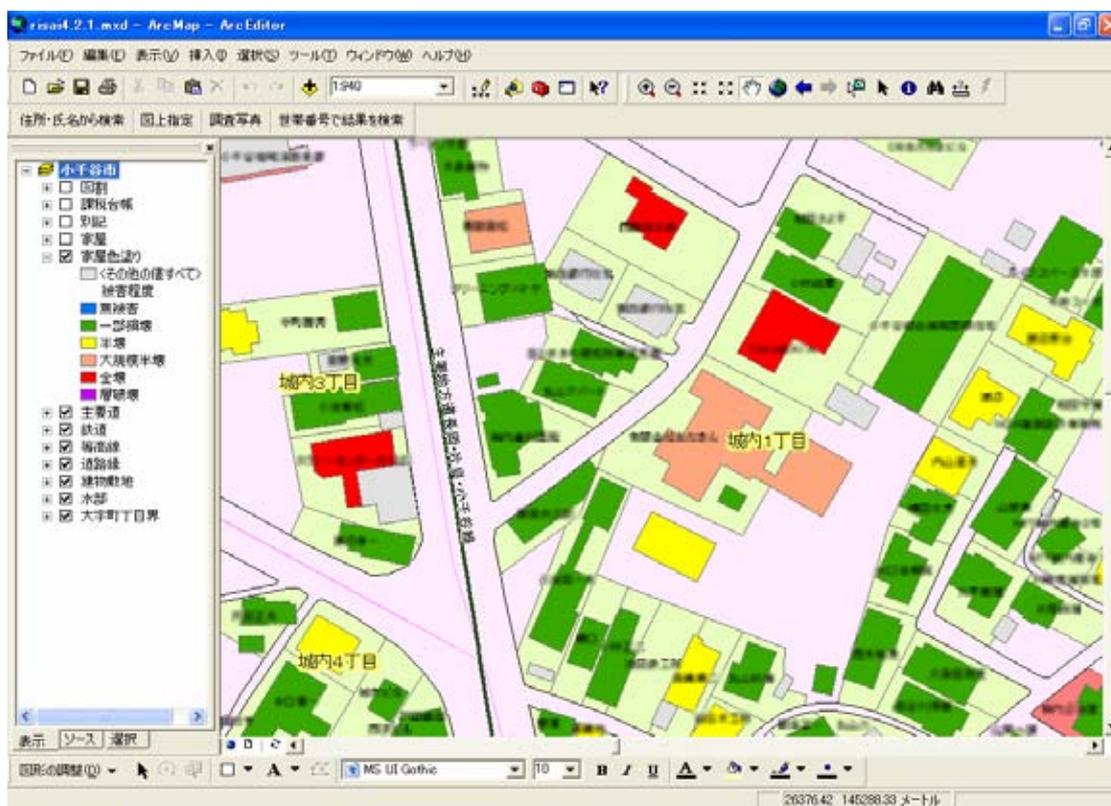


図 3-3 地震被害の GIS データ例

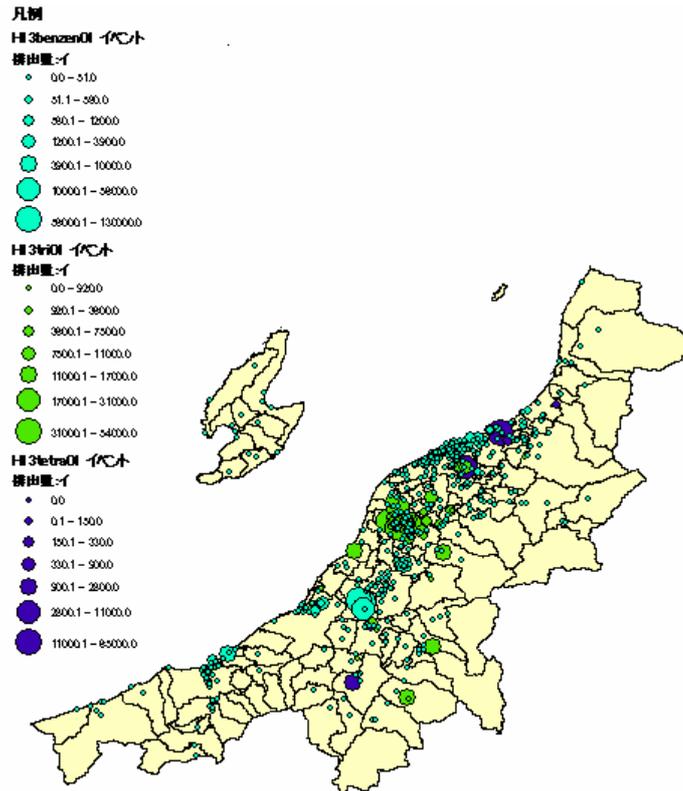


図 3-4 GIS システムによる点源の排出状況の把握事例(単年度、3 物質)

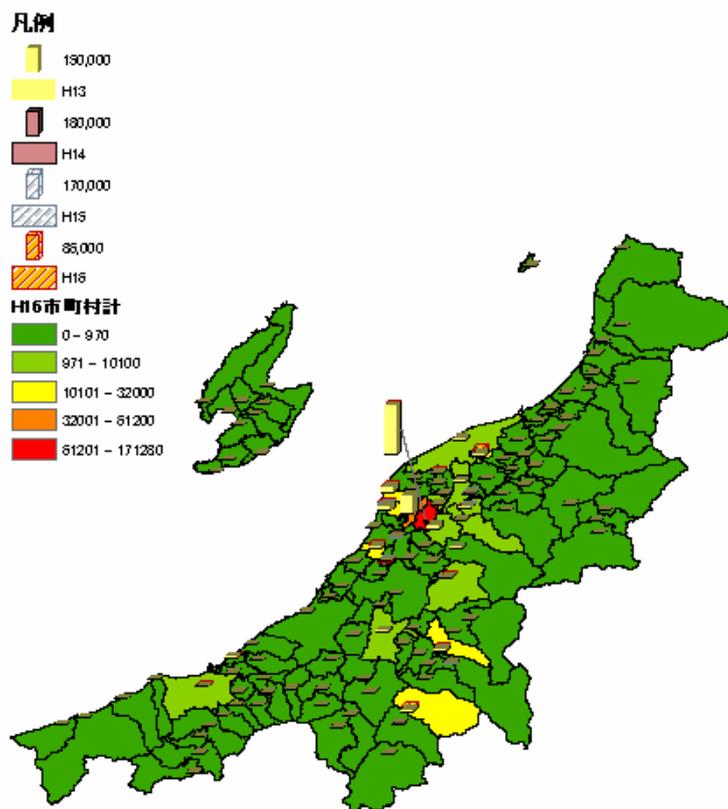


図 3-5 GIS システムによる点源の排出状況の把握事例  
(1 物質の経年による排出量の変遷)

#### 4. 地方自治体アンケートで寄せられた意見

上記アンケートにおいて、地方公共団体の役割に関し、68 自治体中、31 自治体から回答があった。寄せられた意見を以下にとりまとめる。

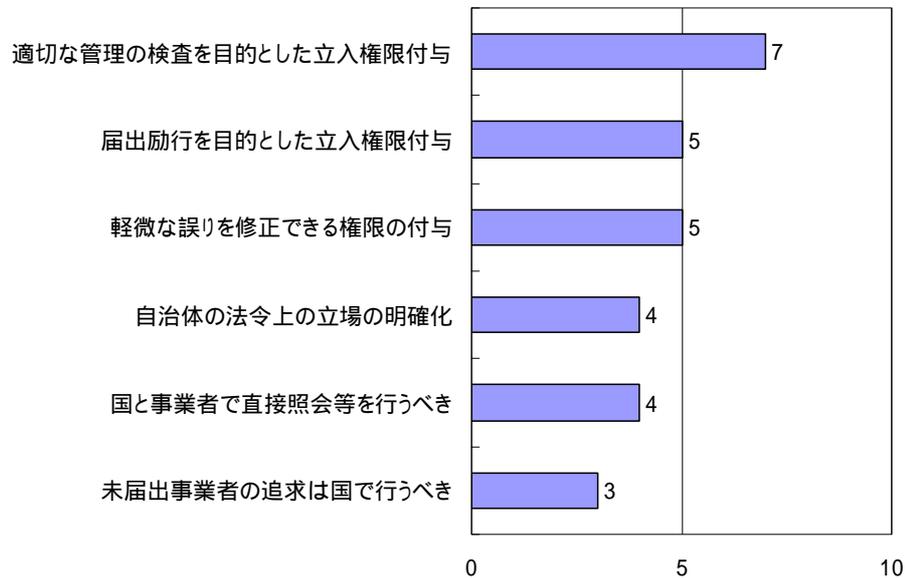


図 4-1 地方自治体の役割について

自由記述で回答する形式であったため、主な意見のみを図で示した

< 「自治体の役割」のその他の意見 >

図 4-1 に示した項目以外の「自治体の役割」に対する意見は以下のとおり。

- ・ 地方自治法上の法定受託事務を希望
- ・ 法所管大臣、業所管大臣(NITE)、県、市の適正な事務の分担(NITE の役割の明文化など)
- ・ 現状の法の位置づけに見合った業務にすべき
- ・ 業所管大臣は全て NITE へ委託契約すべき
- ・ 電子情報処理組織の使用届では自治体を通さず国が直接事業者に対応
- ・ ワンストップで疑問・質問等に答える機関を設置
- ・ 関係省庁の出先機関と自治体との連携することで業務を効率化
- ・ 国からの財政措置が必要
- ・ 自治体職員の NITE への派遣

< 自治体の役割に係る意見 >

自治体の役割を明確に示していないものの、関連するものとして以下の意見があった。

- ・ 届出者の記入・入力ミスが膨大で修正等、負担が多(6 件)
- ・ 事業者への指導や届出項目のチェックについて、マニュアル・研修の整備を希望(4 件)
- ・ 未届出事業者の発見は困難(3 件)
- ・ 電子情報処理組織を導入しても、現状の届出率では事務量が軽減されない

(参考)

特定化学物質の排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

(平成十一年七月十三日 法律八六)(抄)

(排出量等の把握及び届出)

第五条 (略)

- 2 第一種指定化学物質等取扱事業者は、主務省令で定めるところにより、第一種指定化学物質及び事業所ごとに、毎年度、前項の規定により把握される前年度の第一種指定化学物質の排出量及び移動量に関し主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出(次条第一項の請求に係る第一種指定化学物質に係るものを除く。)は、当該届出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該届出に係る事項に関し意見を付すことができる。

(国及び地方公共団体の措置)

第十七条 (略)

2 (略)

- 3 国及び地方公共団体は、指定化学物質等取扱事業者が行う指定化学物質等の自主的な管理の改善を促進するため、技術的な助言その他の措置を講ずるように努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて指定化学物質等の性状及び管理並びに第一種指定化学物質の排出の状況に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。
- 5 国及び地方公共団体は、前二項の責務を果たすために必要な人材を育成するよう努めるものとする。

(1) 衆議院附帯決議(平成 11 年 5 月 21 日 衆議院商工委員会)(抄)

- 一 事業者の自主的取組みを促進するため、地方公共団体との連携強化により、事業者等に対する技術的な指導助言並びに人材育成等に努めるとともに、啓発・広報活動を積極的に進めること。

なお、本制度における地方公共団体の果たす役割の重要性にかんがみ、地方公共団体との連携のあり方についても引き続き検討を進めること。

(2) 参議院附帯決議(平成 11 年 7 月 6 日 参議院国土・環境委員会)(抄)

- 一 本法における都道府県の果たす役割の重要性にかんがみ、都道府県との連携を強化し、届出・受付事務が円滑かつ的確に行われるよう体制整備を図り、技術的な指導助言を行うとともに、人材の育成等が図られるよう支援すること。